

公共柵設置基準要綱

令和4年1月14日

西宮市上下水道局 下水道部

公 共 枡 設 置 基 準 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共枡（取付管含む）の設置基準等を定め、公共下水道の整備促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める公共枡（宅地内排水を公共下水道へ流入させる為の枡で西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が管理するもの。）の定義は、次の各号に定める。

- (1) 無料公共枡 管理者の費用負担において設置する公共枡をいう。
- (2) 有料公共枡 管理者以外の費用負担において設置する公共枡をいう。
- (3) 特定枡 特定事業場の排水を採取する為に設置する公共枡をいう。
- (4) 幹線管渠 下水排除施設の骨格をなす管路、ポンプ場計画を策定するための中心的な管渠をいう。一般には下水道法施行規則第3条第1項に規定する主要な管渠をいう。

(無料公共枡の設置)

第3条 無料公共枡の設置条件は、次の各号に定めるところによる。ただし、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例による指導がある場合は、当該条例によるものとする。

(1) 設置期限

無料公共枡の設置期限は、公共下水道の供用開始の日〔西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例による受益者負担金を徴収猶予できる土地（農地・生産緑地・遊園地等）は宅地転用後〕から3年以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

(2) 設置数量

公共下水道整備事業による公共枡の設置数量は申請された日（農地・生産緑地・遊園地等は徴収猶予した日）の土地・建物の形態によるものとし、次に定めるところによる。

ア 汚水排水のある家屋1軒につき1個とする。ただし、敷地面積500㎡以上で管理者が必要と認めたときは2個まで設置することができる。

イ 集合住宅は1棟に2個までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、1区分所有者に1個を限度として設置することができる。

ウ 建築物のない土地については、所有者が同一で連続した1区画について1

個とする。ただし、その連続した土地の面積が500㎡以上で、管理者が必要と認めるときは2個まで設置することができる。

エ 西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例による、受益者負担金を徴収猶予した土地は、徴収猶予した時の土地の形態で決定し、上記ウのとおりとする。(分割宅地化による複数の無料公共樹申請防止)

(3) 設置位置

無料公共樹は、民有地内に設置するものとし、原則として官民境界から樹の中心までの距離は1m以内とする。ただし、民有地内の設置が不可能な場合、及び私道等共同排水設備助成要綱の対象となる道路で、私道内に設置することが困難な場合等は、道路管理者の許可を得た上で公道上に設置することができる。

(4) 設置申請

無料公共樹設置申請は、次の申請書によるものとする。

ア 新設工事にかかる申請は、公共樹設置申請書によるものとする。

イ 供用開始後の申請は、公共樹等設置(変更)申請書(無料公共樹設置申請書)によるものとする。

(有料公共樹の設置)

第4条 前条第1号及び第2号の規定に適合しない土地への公共樹の設置は、すべて有料公共樹とするものとし、次の各号に定めるところによる。

(1) 設置数量

有料公共樹の設置数量は、公共下水道保全のため最小限にとどめなければならない。

(2) 設置位置

有料公共樹は、民有地内に設置するものとし、原則として官民境界から樹の中心までの距離は1m以内とする。ただし、民有地内の設置が不可能な場合は道路管理者の許可を得た上で公道上に設置することができる。

(3) 設置申請

有料公共樹の設置申請は、公共樹等設置(変更)申請書(有料公共樹設置申請書)、及び公共ます設置(変更)申請書・公共ます取付管設置工事立会申請書によるものとする。

(農地への設置)

第5条 農地への公共樹の設置は、公共下水道保全のため、原則として宅地に用途変更された後に設置する。

(撤去・移設・取替)

第6条 公共樹を撤去、移設、及び取替する場合は、原因者の負担とし、申請は第4条第3号に従うものとする。ただし、管理者が特に認めたものについては、管理者の施工とすることができる。

(特定樹の設置)

第7条 特定樹は、道路上に設置するものとし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道整備事業により設置する場合は、1事業場当たり1個の特定樹を無料で設置することができる。
- (2) 前項以外で設置する場合は有料とする。

(公共樹の構造等)

第8条 公共樹の構造等について、次の各号のとおり定める。

(1) 構造

ア 標準タイプ

硬質塩化ビニール製品(φ200mm・φ300mm)で、管理者の指定する樹蓋であること。ただし、車両等の通行する場所にあつては、管理者の指定する保護蓋(φ280mm・φ430mmのダクタイル鋳鉄製)を設置しなければならない。

イ その他

コンクリート製品(1号人孔等)で躯体、蓋とも管理者の指定するものであること。または管理者が特に認めたもの。

ウ 標準構造図

公共樹の標準構造図は、西宮市標準構造図集による。

(取付管の設置等)

第9条 公共樹の取付管の設置等について、次の各号のとおり定める。

(1) 接続方法

ア 標準的な接続方法

取付管は、本管に接続するものとする。ただし、物理的あるいは地理的な制約により、本管接続できない場合は人孔接続とする。

また、前面道路に本管がない場合や、前面道路が交通量の多い幹線道路で、中央線より申請側に本管がなく、近接道路側に本管を埋設した方が、維持管理上有利と管理者が判断する場合、前面道路に幹線管渠しかなく、本管の土被りが3m以上で開削工法での掘削接続が困難な場合、新設道路(道路建設工事)で将来土地利用上、本管を整備した方が維持管理上望ましいと管理者が判断す

る場合は、本管を延伸した上で取付管を設置するものとする。

イ 合流区域における幹線管渠へ接続する場合

合流区域の幹線管渠へ接続する場合は、原則、幹線管渠へ直接接続せず、直近の人孔から本管を延伸した上で、取付管を設置しなければならない。ただし、幹線管渠の土被りが3m未満の場合においては、常時、人や物が踏まない場所で圧力開放が可能な構造、または柵内で空間確保が可能な構造の公共柵を設けることで、幹線管渠への直接接続を可とする。必要に応じて圧力開放が可能な構造の排水設備を設けることとする。

ウ 標準構造図

取付管等の標準構造図は、西宮市標準構造図集による。

(2) 設置間隔

取付管の設置間隔は、1m以上とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 公共柵設置基準要綱（平成13年10月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年1月14日より施行する。